

	号外	定価 1部 2円	知事あて「大型ハガキ署名」実施中。職場全体での取り組みをお願いします。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

13 確定闘争情報 - ③朝

50歳台後半層の昇給抑制 導入阻止を！

引き下げありきの不当な給与比較を許すな

県地方公務員共闘会議（議長：豊巻浩也・岩教組委員長）は21日に、確定闘争における統一要求書を提出した。明日（25日）は人事課総括課長との交渉だ。

今年度は、給与削減の早期終了と諸手当の改善のほか、「50歳台後半層の昇給抑制導入阻止」、「現給保障の継続」の2つが重点課題となる。

現在、確定闘争の要求前進に向けて知事あて「大型ハガキ署名」を集約中だ。職場の課題を一言要求欄に記載し、分会内の全職員の署名に取り組もう。

課題① 50歳台後半層の昇給抑制

私たちの給与は、2006年4月からの「給与制度構造改革」によって級号給が細分化され、現在の年4号を基本とする昇給の方法に変更された。同時に、高齢層の給与カーブをフラット化させるための措置の一つとして、55歳を超える職員の昇給幅はさらに圧縮されている。

現在の55歳以上の昇給		⇒	抑制後はこうなる！	
区分	昇給号給数		区分	昇給号給数
A	4号給		A	2号給
B	3号給		B	1号給
C	2号給		C	0号給
D	1号給		D	
E	0号給		E	

これを、人事院と人事委員会は、左図のように変えようとしている。これでは、1年間頑張って仕事をして、全体の2割程度しかないA・B評価となれば、「昇給停止」と同様の措置となってしまう。また、標準評価でも、処分相当評価と同等の「昇給なし」となり、勤務意欲への影響も極めて大きい。

何よりも、現在の人事評価制度上の欠陥を当局は認めるべきだ。

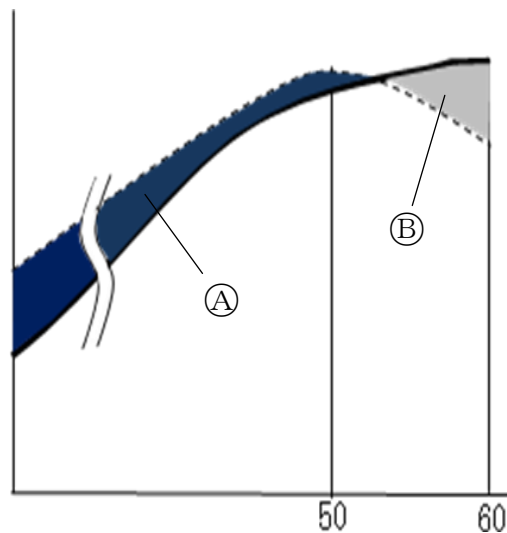
このような考えの根拠として人事院は、厚生労働省の賃金構造統計調査を持ち出した。50代後半に向け役職者の割合が減っていく民間に対して、公務では50代後半の方が高い役職に就く職員が多い。これは、かつて55歳定年制から60歳定年制への移の際、民間は当時をピークに55歳以降は役降りの形をとってきたためであり、公務員の人事システムとは決定的な違いがある。こうした違いを分析することなく、一部の年代層だけに焦点を当てた比較は極めて恣意的だ。（裏面へ）

右のイメージ図は、点線が民間賃金カーブ、実線が公務員給与を表す。

人事院は、公務員の高齢層賃金が高くなる較差 (㊸) を問題としている。一方で、これまでも官民較差は全年代で比較されており、しかもこの2年間の賃金較差は官民均衡だと言う。すなわち、給与制度変更の必要性はないということではないか。

また、2005年の人事院報告の中では「勤務実績をより適切に給与に反映させるよう、年齢により一律に昇給停止させる制度は廃止することが適当」として当時の55歳昇給停止措置を廃止しており、自己矛盾でしかない。

こうした経緯からも、高齢層のみに着目した引き下げは極めて不当だと言わざるを得ない。



当県の交渉経過と国家公務員の動き

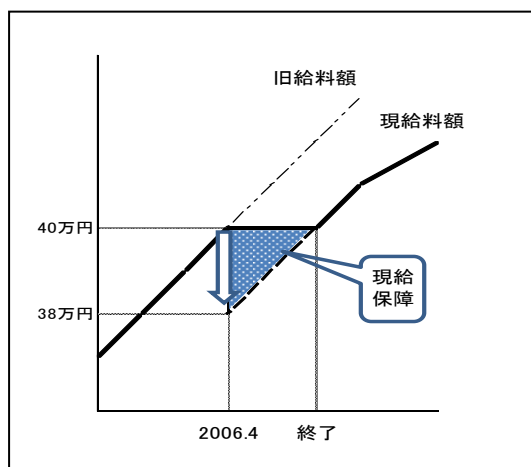
- ① 2012県人勸で「55歳以上は標準成績では昇給なし」の旨勧告。
- ② 2012. 11. 13の総務部長交渉で「12月議会での提案見送り」を確認
- ③ 民主党政権下においては、国家公務員の昇給抑制見送り
- ④ 2013. 1. 16の人事課総括課長交渉で「2013年度は未実施」を確認
- ⑤ 自公政権となり2013. 6. 17に改正給与法可決。2014. 1. 1から昇給抑制

これまでも「国準拠」を基本に給与決定を行ってきている県当局の姿勢を考えると、国家公務員が昇給抑制を決めたことから、12月議会での条例改正案の提案が懸念される。高齢層職員給与の引き下げありきの昇給抑制を許さないためにも、まずは大型ハガキの取り組みに結集しよう。

課題② 現給保障の継続

2006年4月に現在の給料表に切り替えられた際、賃金の大幅引き下げとなる職員への不利益を緩和するための措置として、給料表切替前日(06. 3. 31)の額に給与が達するまでの間、その差額相当分を支給するとして設けられたのが「現給保障」。そもそも現給保障は、不利益変更の緩和策として期間を定めず導入された。

今年の県人勸では廃止時期は「来年度末」とされたが、現給保障額は多い人で3万円弱、平均で1万円弱となっており、まだ制度の役割は終わっていない。長野県では最後の1人が解消するまで保障される仕組みとなっている。現給保障の継続は当然の措置だ。



■ 適用者割合 人事委員会が報告した廃止時期(2015年3月末)における適用者割合は9%台と見込まれる

2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
63.1%	54.8%	49.0%	35.5%	28.6%	20.1%	15.1%

